

## 事前評価調書

I 事業概要																																																															
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）																																																														
地区名	一般県道 幸田幡豆線																																																														
事業箇所	西尾市吉良町宮迫地内																																																														
事業のあらまし	当該路線は、旧幡豆町から一般国道23号バイパスへアクセスする道路であり、地元及び観光客等の利用が非常に多い。事業区間は、歩道が中抜け状態にあり、歩行者は常に危険な状況にさらされている。また、小学校の通学路にもなっていることから、早急に歩道の整備を進め、交通の円滑化及び安全な歩行空間の確保を図る。																																																														
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> 歩行者等の安全性確保  <b>【副次目標】（必要に応じて記載する）</b> なし																																																														
事業費	事業費		内訳																																																												
	1.80億円		□工事費1.05億円、□用補費0.75億円、□その他 億円																																																												
事業期間	採択予定年度	平成25年度	着工予定年度	平成25年度	完成予定年度	平成30年度																																																									
事業内容	歩道設置工事 延長250m 排水工N=1式、舗装工N=1式、縁石工N=1式、防護柵工N=1式																																																														
II 評価																																																															
①事業の必要性	1) 必要性	・歩道が設置されていないため、歩行者、特に児童の交通安全が確保されていない。																																																													
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。  <b>【理由】</b> ・バイパスへアクセスする道路で交通量も多いが、歩道が中抜け状態である。また、小学校通学路にもなっているため、歩行者等の安全を確保するために歩道設置の必要がある。																																																												
③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地・補償</td> <td></td> <td colspan="3">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> </tr> <tr> <td>舗装工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> </tr> <tr> <td>縁石工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> </tr> <tr> <td>防護柵工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> </tr> <tr> <td>事業費(億円)</td> <td colspan="5"></td> <td>1.80</td> </tr> </tbody> </table> ※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。						H25	H26	H27	H28	H29	H30	工種区分	調査・設計	←→					用地・補償		←→				工事						排水工				←→		舗装工				←→		縁石工				←→		防護柵工				←→		事業費(億円)						1.80
		H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																								
工種区分	調査・設計	←→																																																													
	用地・補償		←→																																																												
	工事																																																														
	排水工				←→																																																										
	舗装工				←→																																																										
	縁石工				←→																																																										
防護柵工				←→																																																											
事業費(億円)						1.80																																																									
2) 地元の合意形成	地元からの歩道設置の要望の声強く、地元合意形成は容易になされる。																																																														
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。  <b>【理由】</b> 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。																																																													
III 対応方針																																																															
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																																														

#### IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事故件数、死傷事故率